

広島県告示第四百九十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定によつて、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

令和七年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

東城川漁業協同組合

2 住所

庄原市東城町川東一四五二番地四

二 免許番号

内水共第四十五号、第四十六号、第四十七号、第四十八号

三 変更の内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和八年一月一日

改正後	改正前												
(漁具・漁法・漁場の制限) 第3条 すくい網（たいまち、たも網、にごりくみ）による遊漁は、あゆ解禁日から<u>37日間</u>、やす、チョンガケによる遊漁は、あゆ解禁日から<u>27日間</u>してはならない。 2～6（略） 7 ますを対象とする遊漁のうち、すくい網（たいまち、たも網、にごりくみ）、やすについては、4月1日<u>午前6時</u>から5月15日までの間はしてはならない。 8（略） (遊漁期間) 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。 <table><tr><th>ア 魚種</th><th>イ 期間</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>ます</td><td>4月1日午前6時から8月31日まで</td></tr></table> 2（略） <u>附則</u> <u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u>	ア 魚種	イ 期間	(略)	(略)	ます	4月1日午前6時から8月31日まで	(漁具・漁法・漁場の制限) 第3条 すくい網（たいまち、たも網、にごりくみ）による遊漁は、あゆ解禁日から<u>27日間</u>、やす、チョンガケによる遊漁は、あゆ解禁日から<u>17日間</u>してはならない。 2～6（略） 7 ますを対象とする遊漁のうち、すくい網（たいまち、たも網、にごりくみ）、やすについては、4月1日から5月15日までの間はしてはならない。 8（略） (遊漁期間) 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。 <table><tr><th>ア 魚種</th><th>イ 期間</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>ます</td><td>4月1日から8月31日まで</td></tr></table> 2（略）	ア 魚種	イ 期間	(略)	(略)	ます	4月1日から8月31日まで
ア 魚種	イ 期間												
(略)	(略)												
ます	4月1日午前6時から8月31日まで												
ア 魚種	イ 期間												
(略)	(略)												
ます	4月1日から8月31日まで												